

A 4 0 中級～ (実習あり)

ソフトウェア・I o T 特許の取り方

ソフトウェア関連発明の留意事項、
I o T 発明原稿の書き方、特許請求の範囲とは？

講 師	弁理士 原田 一男 (原田特許事務所 所長、元 日本 IBM(株) 知的財産部)
日程・場所	東京会場
	9月11日(水)
時 間	1 日間 (10:00～16:00) // 昼休憩 11:45～12:45
アクセス	http://www.jpds.co.jp/company/access.html
定 員	24 名 (先着順申し込み)
受講料 (税別)	20,000 円
対 象	知的財産部門の実務者

内 容

I o T、A I 等の技術を始め、ソフトウェアに関する発明の特許出願する機会が増えています。ソフトウェア関連発明の場合、ハードウェアとは違った留意事項を考慮しないと、適切な権利を取得できません。本セミナーでは、ソフトウェア関連発明で留意すべき事項について、審査基準等も含めて説明した後、I o T を一例とした発明の書き方の演習を行い、ソフトウェア関連発明の知識、スキルを習得することを目的としています。ソフトウェア関連発明を担当している知財部員だけでなく、ハードウェア発明しかなじみのない方でも、ソフトウェア特許について学ぶことができます。

プログラム

1. 特許法上の「発明」に該当するためには？
2. ソフトウェア関連発明の「実施」について留意すべきは？
3. 発明原稿（提案書）はどのように書けば良いのか？
4. 演習のための具体例について
5. 特許請求の範囲を書いてみよう（演習）
 - ・ 特許請求の範囲の作成（カテゴリーの検討も含めて）

【備考】

- ・ 一部演習を伴います。
- ・ セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。